

## えひめ子育て応援サイト広告募集要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、えひめ子育て応援サイト広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づき、愛媛県（以下「県」という。）及び特定非営利活動法人子育てネットワークえひめ（以下「子育てネット」という。）が共同で管理運営するえひめ子育て応援サイト「のびのび. com」（以下「子育て応援サイト」という。）のトップページに掲載する広告を募集するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載料)

**第2条** 広告枠1枠あたりの広告の掲載料は、月額5,000円とし、子育てネットが指定する日までに納入するものとする。

2 1つの枠の分割、複数の枠の結合はできないものとする。

3 広告掲載料の納入に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の提出等)

**第3条** 要領第10条に関する事項は、次の各号によるものとする。

(1) 提出期限 随時

(2) 提出先 特定非営利活動法人子育てネットワークえひめ（松山市中央2丁目1238番地）

(3) 広告の提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(4) 提出された書類及びデータの返却はしない。

(契約書の締結)

**第4条** 要領第10条第4項の承認を受け、広告の掲載をするにあたって、子育てネットと広告主は、当該広告事業に係る契約を年度毎に締結するものとする。

2 前項の契約の締結にあたっては、契約書（別添案）を取り交わすものとする。

(広告主の募集、選定)

**第5条** 要領第7条第2項に関する事項は、次の各号によるものとする。

(1) 広告の掲載を希望する広告主は、別紙様式にて子育てネットの募集に対し申し込むものとする。

(2) 前号の申込みに要する費用は、広告主の負担とする。

(3) 広告主より申込みがあった場合、要領第4条に基づき審査する。

(4) 前号の審査で、掲載が適当であると認められた者が、掲載可能な掲載枠を超える場合には、要領第9条の順位に基づき審査する。

(5) 前号の審査により順位の優劣を判断することができない場合は、子育てネットが指定する日時にくじを引き、掲載できる者を決定するものとする。

附 則

この要項は、平成23年2月21日から施行する。

## えひめ子育て応援サイト広告掲載契約書（案）

特定非営利活動法人子育てネットワークえひめ（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、えひめ子育て応援サイト「のびのび. com」（以下「子育て応援サイト」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、別紙「えひめ子育て応援サイト広告掲載要領」、「えひめ子育て応援サイト広告募集要項」及び「えひめ子育て応援サイト広告掲載基準」に基づき、甲が運営管理する子育て応援サイトに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額等）

第2条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

（1）契約金額

月額 5,000 円（うち消費税及び地方消費税額 金 238 円）

（2）契約期間

この契約締結の日から平成 年 月 日までの間とする。

（3）契約保証金

免除とする。

（広告掲載料の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、子育て応援サイトに掲載した広告の代金として、広告掲載期間に係る金額を、平成 年 月 日までに、甲の指定する口座へ納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100年に満たないときはこの限りではない。

（協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

（下請けの禁止）

第8条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（契約の費用等）

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

愛媛県松山市中央2丁目1238番地

甲 特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ  
代表理事

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

**第3** 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ広正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

**第4** 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

**第5** 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

**第6** 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

**第7** 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

**第8** 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

**第9** 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資

料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

**第 10** 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

**第 11** 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

**第 12** 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。